

# ○常総衛生組合管理監督職勤務上限年齢による降任等 に関する規則

〔 令和5年3月30日  
常総衛生組合規則第6号 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の管理監督職勤務上限年齢による降任等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の管理監督職勤務上限年齢による降任等については、常総市管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則（令和5年常総市規則第16号）の規定の例による。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。